

東日本大震災に係る県制度融資を利用されている 中小企業者の皆様へ支払利子を補給します

【20160421】

対象者

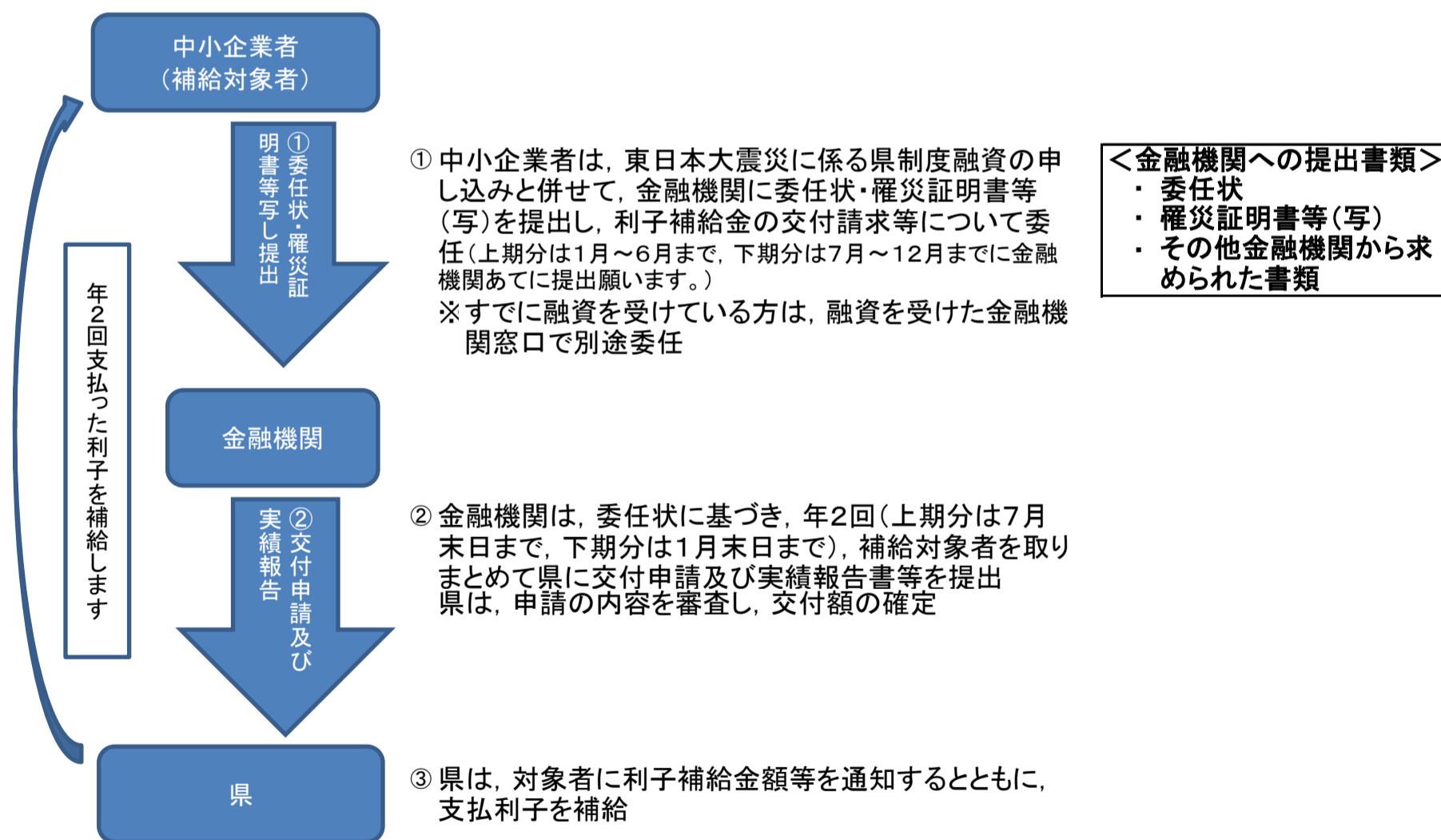
次の資金を利用し、「罹災証明書等(市町村長から東日本大震災による災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)」の交付を受けた方

- 災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠) ※新規融資の取扱は終了しています。
- みやぎ中小企業復興特別資金

利子補給の概要

- 対象融資限度額 一企業 3,000万円以内
- 利子補給率 災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠) 融資利率(年)1.0%に相当する額
みやぎ中小企業復興特別資金 融資利率(年)1.5%に相当する額
(利子補給金の合計額は、一企業135万円を上限とします。)
- 補給期間 借入日から3年間
- 補給回数 年2回 上期(1月～6月分), 下期(7月～12月分)
- その他 災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)・みやぎ中小企業復興特別資金で既に融資を受けている場合でも遡って支払利子を補給します。

手続きの流れ



申請・お問い合わせ

- 申請先
宮城県内に本店・支店を有する地方銀行、都市銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
※ 県制度融資のお申し込みと併せて申請
※ 既に融資を受けている方は、融資を受けた金融機関に申請
- お問い合わせ先
宮城県 経済商工観光部 商工金融課(商工金融班)
電話 : 022-211-2744

